○上尾伊奈資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則

令和５年４月１日規則第１４号

上尾伊奈資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「見舞金」、「職員」、「死亡見舞金」又は「障害見舞金」とは、それぞれ条例第１条から第３条までに規定する見舞金、職員、死亡見舞金又は障害見舞金をいう。

（請求手続）

第３条　見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号の見舞金の種類に応じ、当該各号に掲げる見舞金の請求書に別に定める書類を添えて、職員の勤務する機関（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した機関）の長（常勤の職員にあっては局長又は次長を、非常勤の職員にあっては非常勤の職員の業務を管理又は統括する者をいう。以下同じ。）を経由して管理者に提出するものとする。

(1)　死亡見舞金　死亡見舞金請求書（第１号様式）

(2)　障害見舞金　障害見舞金請求書（第２号様式）

２　前項の場合において、障害見舞金を受けようとする職員が請求前に死亡した場合は、当該職員の遺族が当該請求をすることができる。

３　条例第４条第３項から第５項までの規定は、前項の場合に準用する。

４　第１項の請求は、職員が、公務上の死亡若しくは通勤による死亡と認定されたことを知った日又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病による障害の程度が決定されたことを知った日から２年以内にするものとする。

（請求の代表者）

第４条　前条第１項の死亡見舞金の請求（同条第２項の障害見舞金の請求を含む。以下この条において同じ。）において、見舞金を受けることができる遺族が２人以上あるときは、これらの者は、そのうちの１人を死亡見舞金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、

やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

２　前項の規定により代表者に選任された者は、その旨を証明することができる書類を管理者に提出しなければならない。

（見舞金の支給）

第５条　管理者は、第３条の規定による請求書を受理したときは、これを審査し、支給に関する決定を行い、その結果を公務災害見舞金支給決定通知書（第３号様式）により、速やかに当該請求に係る職員又は遺族に通知するものとする。

（機関の長の助力）

第６条　見舞金を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら見舞金の請求の手続を行うことが困難である場合には、機関の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

（記録簿）

第７条　次長は、見舞金支給記録簿を備え、必要な事項を記録しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

死　亡　見　舞　金　請　求　書

<table>
<tr><td colspan="3">（宛先）
上尾伊奈資源環境循環組合管理者
上尾伊奈環境循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則に基づき下記のとおり請求します。</td><td colspan="4">請求年月日　　年　　月　　日
請求者住所
氏　　名
死亡職員との続柄</td></tr>
<tr><td colspan="7">請　求　金　額……　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１
死亡職員に関する事項</td><td colspan="2">（所属）</td><td rowspan="4">２
見舞金を受ける遺族</td><td>氏　　名</td><td>職員との続柄</td><td>住　　所</td></tr>
<tr><td colspan="2">（氏名）
年　　月　　日生</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（災害発生年月日）
年　　月　　日</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（死亡年月日）
年　　月　　日</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　災害発生状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>４
機関の長の証明</td><td colspan="6">上記のとおりであることを証明します。
年　　月　　日
名　　称
機　　関
長の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　添付書類名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

第２号様式（第３条関係）

障　害　見　舞　金　請　求　書

<table>
<tr><td colspan="3">（宛先）
上尾伊奈資源循環組合管理者

上尾伊奈資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則に基づき下記のとおり請求します。</td><td colspan="3">請求年月日　　年　　月　　日

請求者住所
氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="6">請　求　金　額……　　円</td></tr>
<tr><td colspan="3">1　所属</td><td colspan="3" rowspan="4">5　災害発生状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　氏名
年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td colspan="3">3　災害発生年月日
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">4　治ゆ年月日
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">6　障害の部位及びその程度</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">7　障　害　等　級</td><td colspan="3">第　　級　　号</td></tr>
<tr><td>8
機関の長の証明</td><td colspan="5">上記のとおりであることを証明します。

年　　月　　日

名　　称
機　　関
長の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　添付書類名</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第３号様式（第５条関係）

公務災害見舞金支給決定通知書

年　　月　　日

様

上尾伊奈資源循環組合管理者　　印

公務災害に伴う見舞金の支給について

年　　月　　日付けをもって申請のあった見舞金について、下記のとおり決定したので、上尾伊奈資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則第５条の規定に基づき、通知します。

記

１　見舞金支給金額　　円

２　見舞金の種類　　ア　死亡　　イ　障害

３　支給事由

ア　公務上の死亡のため

イ　通勤による死亡のため

ウ　障害等級第　　級として決定されたため